

○公 告

次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成30年5月11日

中予地方局長 飯尾 智仁

1 業務概要

(1) 業務名

(重) 松山港外港地区 航行安全対策検討委託業務

(2) 業務内容

本業務は、重要港湾松山港外港地区の第1埠頭水深10m岸壁への大型クルーズ船入出港に関して、船舶航行の安全確保の見地から、学識経験者、海事関係者及び関係官公庁等で構成する委員会を設置し検討するものである。

(3) 履行期間

業務委託契約の成立の翌日から平成31年3月25日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申請書を提出しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 愛媛県における平成29・30年度建設工事等入札参加資格（測量・建設コンサルタント等）（以下「入札参加資格」という。）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札参加申請書の受領の期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 愛媛県電子入札システムに利用者登録を完了している者であること。
- (6) 過去15年間に国又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に掲げる業務の受注実績（一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）（以下「テクリス」という。）に登録されたもの、又は業務委託契約書の写しや成果品等の業務内容が確認できる資料を提出できるもののうち、業務が完了し、成果品の引き渡し済みのものに限る。）を有する者であること。
 - ア 船舶の航行安全に関する検討業務なお、当該受注実績に係る業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負させたものは、受注実績としては認めない。
- (7) 特記仕様書に掲げる要件を満たす管理技術者を配置することができる者であること。

3 入札参加者を選定するための項目

- (1) 2(6)に掲げる業務の実績
- (2) 2(7)に掲げる配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等の状況

4 手続き等

(1) 担当部局

愛媛県中予地方局建設部特定事業課港湾海岸係
〒790-8502

愛媛県松山市北持田町 132

電話 089(941)1111 内線 450

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

平成30年5月11日（金）から 5月25日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日
までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1) に掲げる場所

ウ 方法

無料で交付する。

エ その他

説明書については、県のホームページにも掲載する。

(3) 入札参加申請書の受付期間並びに提出の場所及び方法

ア 受付期間

平成30年5月11日（金）から 5月25日（金）までの執務時間中

イ 場所

(1) に掲げる場所

ウ 方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残り、アの期間内にイに掲げる場所に届いた
ものに限る。）により提出すること。電送による書面は受け付けない。

(4) 公募に関する質問回答

この公募等について質問がある場合には、質問事項を記載した書面を以下のとおり提出
すること。

なお、質問事項を記載した書面においては、質問者を特定できる内容を記載しないこ
と。

ア 受付期間

平成30年5月17日（木）午後5時まで

イ 場所

(1) に掲げる場所

ウ 方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残り、アの期間内にイに掲げる場所に届いた
ものに限る。）により提出すること。

エ 提出された質問に対する回答

平成30年5月22日（火）から5月24日（木）まで(1) に掲げる場所にて閲覧に供する。

5 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県中予地方局建設部特定事業課港湾海岸係
〒790-8502

愛媛県松山市北持田町 132

電話 089(941)1111 内線 450

(2) その他

詳細は説明書による。

港客船第1号測の1
(重) 松山港外港地区
航行安全対策検討委託業務
説明書

- 説明書本文
- 特記仕様書
- 業務位置図

愛媛県中予地方局建設部

説 明 書

(重)松山港外港地区航行安全対策検討委託業務に係る入札参加希望者の公募については、公告、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 業務の内容

- (1) 業 務 名 (重)松山港外港地区 航行安全対策検討委託業務
- (2) 業 務 内 容 本業務は、重要港湾松山港外港地区の第1埠頭水深10m岸壁への大型クルーズ船入出港に関して、船舶航行の安全確保の見地から、学識経験者、海事関係者及び関係官公庁等で構成する委員会を設置し検討するものである。
- (3) 業務の詳細な説明 (重)松山港外港地区航行安全対策検討委託業務特記仕様書による。
- (4) 履 行 期 間 業務委託契約の成立の翌日から平成31年3月25日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申請書を提出しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 愛媛県における平成29・30年度建設工事等入札参加資格（測量・建設コンサルタント等）（以下「入札参加資格」という。）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札参加申請書の受領の期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 愛媛県電子入札システムに利用者登録を完了している者であること。
- (6) 過去15年間に国又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に掲げる業務の受注実績（一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）（以下「テクリス」という。）に登録されたもの、又は業務委託契約書の写しや成果品等の業務内容が確認できる資料を提出できるもののうち、業務が完了し、成果品の引き渡し済みのものに限る。）を有する者であること。

ア 船舶の航行安全に関する検討業務

なお、当該受注実績に係る業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負させたものは、受注実績としては認めない。

- (7) 特記仕様書に掲げる要件を満たす管理技術者を配置することができる者であること。

3 応募した者の中から入札参加者を選定するための項目

入札参加者は、入札参加申請書提出者の中から、2(6)に掲げる業務の実績並び

に配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案し選定するものとする。

4 入札参加申請書の提出等

入札参加希望者は、次により入札参加申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

(1) 入参加希望者の要件

入札参加申請書を提出することができる者は、入札参加申請書を提出する時に
おいて、2に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(2) 入札参加申請書の受付期間並びに提出の場所及び方法

ア 受付期間

平成30年5月11日（金）から5月25日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで
の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県松山市北持田町 132

愛媛県中予地方局建設部特定事業課港湾海岸係

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残り、アの期間内にイに掲げる場所
に届いたものに限る。）により提出すること。電送による書面は受け付けない。

(3) 入札参加希望者は、入札参加申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

なお、2(6)の業務の実績については、過去15年間に、国又は地方公共団体が
発注した業務のうち、業務が完了し、成果品の引き渡しが進んでいるものに限り
記載すること。

ア 業務の実績調書（別記第2号様式）

2(6)アの業務の実績を記載すること。記載する実績は、過去15年間に、国
又は地方公共団体が発注した業務のうち、業務が完了し、成果品の引き渡し
が進んでいる業務の受注実績で、1件以上5件まで記載すること。

イ 業務内容確認資料

(3)アの業務の受注実績として記載した業務に係るテクリスによる登録内
容確認書の写し、又は業務委託契約書の写しや成果品等の業務内容が確認で
きる資料を提出すること。

ウ 配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務調書（別記第3号様式）

なお、管理技術者のほかに、設計業務等共通仕様書（案）第1108条にある担
当技術者を定める予定のある場合は、担当技術者においても別記第3号様式
を提出のこと。

エ 基本事項（別記第4号様式）

(4) その他

ア 入札参加申請書の作成及び提出にかかる費用は、入札参加希望者の負担とす
る。

イ 提出された入札参加申請書は、返却しない。

ウ 提出された入札参加申請書は、入札参加者の選定以外に無断で使用しない。

5 入札参加者の指名

入札参加者は、入札参加申請書提出者の中から選定し、その結果を入札参加申請

書受付期限の日からおおむね20日以内に書面により通知するものとする。

6 指名されなかったものに対する理由の説明

(1) 入札参加申請書を提出した者のうち指名しなかった者（以下「非指名者」という。）に対して、指名しなかった旨を入札参加申請書受付期限の日からおおむね25日以内に書面により通知する。

(2) 非指名者は、非指名の通知の日の翌日から起算して5日以内に書面により指名されなかった理由（以下「非指名理由」という。）の説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、郵送又は電送によるものは、受け付けない。

愛媛県松山市北持田町 132

愛媛県中予地方局建設部特定事業課港湾海岸係

(3) 説明は、理由の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、入札保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、入札書の提出期限までに、入札保証金又は入札保証金にかわる担保を納付しなければならない。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、所定の手続きに従い、所定の期日までに、契約保証金又は契約保証金にかわる担保を納付しなければならない。

(3) 入札保証金及び契約保証金に係る取扱については愛媛県会計規則の規定による。

8 その他

その他不明な点は、愛媛県中予地方局建設部特定事業課港湾海岸係に照会すること。

(電話 089(941)1111 内線450)

港客船第1号測の1
(重)松山港外港地区 航行安全対策検討委託業務 特記仕様書

1 目的

本業務は、近年増加している松山港外港地区への大型客船の寄港打診に対して、速やかな受け入れ判断を可能とし、大型客船の誘致促進に繋げるため、学識経験者、海事関係者及び関係官庁等で構成する「航行安全対策検討委員会」を設置して、大型客船の航行安全性を調査検討し、検討委員会での調整及び取りまとめを行ったうえで、安全対策を策定することを目的とする。

2 業務内容等

下記の岸壁、船舶を対象として検討する。

対象岸壁：松山港外港地区 外港第1ふ頭第2岸壁

水深 10m 岸壁長 370m(185m×2岸壁)

対象船舶：140,000GTを超える大型客船を想定（対象船舶は受託後に決定）

3 履行期間

本業務は、契約締結の日の翌日から平成31年3月25日までとする。

4 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとする。なお、委員会または作業部会等の審議結果を踏まえて、内容を追加、変更する場合がある。

(1) 計画準備

(2) 現地調査

(3) 資料とりまとめ（解析・検討）

① 調査検討計画

② 計画概要

③ 自然環境

④ 航行環境

⑤ 航行安全性の課題抽出

⑥ 航行安全性の検討

⑦ 航行安全対策の策定

(4) 操船シミュレータ実験の実施（解析・検討）

①ファストタイムシミュレーション

②ビジュアル操船シミュレーション

③係留動揺シミュレーション

(5) 委員会および作業部会等の開催・運営・調整及びとりまとめ（議事録作成含む）

①事前協議：1回

②作業部会：4回（操船シミュレーション実験1回を含む）

③委員会：2回

(6) 業務打合せ

①発注者協議：9回（着手時1回、中間時7回、納品時1回）

②委員協議：7回（作業部会前4回、委員会前2回、報告書作成時1回）

③関係機関協議：1回

(7) 報告書作成

①印刷物（A4版）：発注者用2部＋委員必要部数（20部）

②電子媒体（CD-R）：発注者用2枚

業務名：港客船第1号測の1：航行安全対策検討委託業務

特記仕様書

第1（目的）

本業務は、松山港外港第1埠頭第2岸壁において、近年増加している松山港外港地区への大型客船の寄港打診に対して、速やかな受け入れ判断を可能とし、大型客船の誘致促進に繋げるため、学識経験者、海事関係者及び関係官庁等で構成する「航行安全対策検討委員会」を設置して、大型客船の航行安全性を調査検討し、検討委員会での調整及び取りまとめを行ったうえで、安全対策を策定することを目的とする。

第2（適用範囲）

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、愛媛県委託業務関係共通仕様書（案）に基づき実施するものとする。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1		1104	業務の着手		特別な定めをしていない。
1	1		1107	管理技術者	3	管理技術者は、設計業務等共通仕様書（案）第1107条第3項に規定する資格要件を満たす者であること。 また、同項に規定する「これと同等の能力と経験を有する技術者」は、下記の要件を満たす者とする。 学校卒業後に当該業務関係に従事した満年数 ・大学卒業後23年以上 ・短大もしくは高等専門学校卒業後28年以上 ・高校卒業後33年以上
					4	特別な定めをしていない。
1	1		1108	照査技術者及び照査の実施	1	本業務は照査技術者の配置及び照査報告書等の提出は求めない。
					2	特別な定めをしていない。
					4	特別な定めをしていない。
1	1		1111	打合せ等	2	業務着手時及び設計図書で定める区切りにおける打合せは、下記9回を予定している。 1) 業務着手時 2) 中間打合せ（7回） 3) 成果物納入時 なお、業務着手時及び成果納入時には管理技術者が立ち会うものとする。
1	1		1112	業務計画書	3	下記以外については、変更業務計画書を提出すること。 1) 業務数量のみ変更する場合。 2) 業務の工期のみ変更する場合で、契約書第3条第3項に基づく、業務工程表を提出した場合。
1	1		1113	資料の貸与及び返却	1	特別な定めをしていない。
					4	特別な定めをしていない。
1	1		1114	関係官公庁への手続き等	1	特別な定めをしていない。
1	1		1115	地元関係者との交渉等	3,4	特別な定めをしていない。
1	1		1116	土地への立入等	2	特別な定めをしていない。
1	1		1117	成果物の提出	1	成果物には、この仕様書に記載のほか、当該業務の履行（実施）工程表を作成すること。 なお、履行（実施）工程表は、当該業務の最終変更工程表と対比して記載すること。
					2	特別な定めをしていない。
1	1		1128	再委託	1	特別な定めをしていない。
					2	特別な定めをしていない。
1	1		1129	成果物の使用等	2	特別な定めをしていない。
1	1		1132	安全の確保	2	特別な定めをしていない。
1	1		1134	履行報告		履行報告の提出は求めない。
1	1		1135	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1	特別な定めをしていない。

位置図

